

# 納付証明をご依頼される皆さまへ

納付証明は、和歌山労働局 総務部 労働保険徴収室で、郵送により受付しております。

## 依頼する際に必要なもの

- ① 納付証明書（証明願）・・・必要枚数分（例：1枚必要であれば1枚）
- ② 返信用封筒（切手貼付の上、必ず同封願います。）  
※ 当該事業場以外（社会保険労務士事務所等の代理人）へ返信を希望される場合は、事業主からの委任状が必要です。
- ③ 申告書の写し（新規成立または年度更新による申告書提出後おおよそ2か月以内での証明依頼となる場合）
- ④ 領収証書の写し（納付後おおよそ2週間以内での証明依頼となる場合）  
※ 納付が口座振替の場合、振替日以降おおよそ2週間は、金融機関より振替収納情報が当局に届かないため、振替（引落し）が記載された通帳の写し等の確認資料を添付してください。（口座名義部分の写しも添付してください。不要な部分はマスキング可）

至急必要とされる場合に限り、来局による依頼をお受けしますが、当日お渡しできない場合がありますので、事前に来局日時と労働保険番号をご連絡下さい。来局時には、上記①③④に加え、当該事業場の方であることを確認しますので、当該事業場の従業員であることを確認できる書類（健康保険証、社員証及び運転免許証等）を必ずご持参下さい。

なお、当該事業場以外の方（社会保険労務士等の代理人）が来局される場合は、事業主から来局者への委任状とあわせて、委任状に記名のある代理人ご自身の公的証明書（健康保険証、運転免許証等）をご持参下さい。

※ 法人代理人でも、来局される方の個人名を委任状の代理人欄に記入して下さい。

## 留意事項

- 当該証明は、労働保険料等（証明日時点で、納期限後のもの）に未納がないことの証明になります。
- 本証明書は、労働基準監督署及び公共職業安定所では発行できません。
- 領収書紛失等で具体的な納入金額、納入年月日の証明が必要な場合は下記までお問い合わせ下さい。
- 郵送の場合、受理からおおよそ一週間程度で証明書を発送いたします。

## 納入証明についての送付先（窓口受付場所）・問合せ先

〒640-8581  
和歌山県和歌山市黒田二丁目3番3号 和歌山総合労働庁舎4階  
和歌山労働局 総務部 労働保険徴収室 徴収係  
TEL 073-488-1102